b)　通告主管庁には、一つの宇宙局をある軌道位置から別の軌道位置に移すための正当な理由があり、それを制約してはならないこと。

以下に留意し、

a)　短期間で異なる軌道位置における静止衛星通信網の運用開始を行うために、同一の宇宙局を使用することに関する議論は、第11.44号、第11.44.1号、第11.44B号及び第11.49号の採択を意図したものではないことをWRC-12が認識したこと。

b)　既に軌道上にある衛星を用いて、主管庁が与えられた軌道位置で運用開始する場合において、ITU無線通信部門の研究終了を待ち、WRC-12が無線通信局に対して、無線通信局が当該主管庁に対し当該衛星の運用開始のために用いた宇宙局の直近の軌道位置／周波数割当てに関して問い合わせを行い、その情報が入手可能となるよう取り計らうことを要請したこと。

c)　通告主管庁が以下の決議事項で必要とされた情報を入手できない場合、主管庁は第14条による手続を利用することができること。

以下を認識し、

a)　主管庁は、自らの宇宙局又は他の主管庁が所掌する宇宙局を用いて、静止衛星通信網の運用開始又は運用再開をすることができること。

b)　軌道上にある衛星を新しい軌道位置へ移動させたことにより、通知された軌道位置における周波数割当てで送受信できる静止宇宙局が不在な場合、これら周波数割当ての停止又は取消しとなるおそれがあること。

以下を決議する。

1　静止衛星通信網の宇宙局の運用開始又は運用再開を無線通信局に通知する場合、通告主管庁は、この情報の提出日に遡る３年以内の期間に、異なる軌道位置において運用開始又は運用再開されたことのある宇宙局によってこうした措置が執られたか否かを無線通信局に通知すること。

2　上記決議事項１に従い、当該情報の提出日に遡る３年以内の期間に、異なる軌道位置における宇宙局の運用開始又は運用再開のために、以前使用されたことのある宇宙局を用いて静止衛星通信網の宇宙局の運用開始又は運用再開したと主管庁が無線通信局に通知した場合は、通告主管庁は当該３年間における下記も通知すること。

ⅰ）　周波数割当てを運用開始又は運用再開するために宇宙局が使用された最終の軌道位置、

ⅱ）　上記２ⅰ）の周波数割当てがなされている衛星通信網、

ⅲ）　宇宙局が上記２ⅰ）の位置でこれ以上維持されなくなった日付。

3　通告主管庁より、上記決議事項１及び２に基づく情報が適切に提供されない場合、無線通信局は通告主管庁と協議の上、欠けている情報を要求すること。

4　上記決議事項３に基づく無線通信局の要求から30日以内に通告主管庁が欠けている情報を提出しない場合は、無線通信局は欠けている情報を要求する催促状を直ちに送付すること。

5　2018年１月１日時点で、上記決議事項４に基づく無線通信局の催促状から15日以内に通告主管庁が情報を提供しない場合、無線通信局は静止衛星通信網に対する周波数割当ては使用されなかったか、又は使用再開されなかったとみなし、通告主管庁にその旨通知すること。

以下を無線通信部門に指示する。

決議事項１及び２に従って提供された情報を、その受領後30日以内にITUのウェブサイト上で利用可能とすること。

改　決議第42（WRC-15、改）　付録第30号及び第30A号で規定される周波数帯に対する第二地域の放送衛星業務及び固定衛星（フィーダリンク）業務における第二地域の暫定システムの使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第二地域における放送衛星業務の計画に関する地域主管庁会議（1983年ジュネーブ）は、決議第２（Sat-R2）の規定に基づく暫定システムの実施のための規定とともに、12.2-12.7GHzの周波数帯における放送衛星業務のプラン及び17.3-17.8GHzの周波数帯における関連フィーダリンクのプランを策定したこと。

b)　これらのプランにおける割当ての実施に当たって、第二地域の主管庁は段階的方法を採用すること及び当初は第二地域のプランに掲げる特性とは異なるものを使用することがより適当であると判断することができること。

c)　第二地域の一部の主管庁は、同一の軌道位置から２つ以上の業務区域をカバーするため、又は２つ以上の業務区域をカバーするビームを使用するために、宇宙システムの共同開発において協力する可能性があること。

d)　第二地域の一部の主管庁は、同一の軌道位置から２つ以上のフィーダリンク業務区域をカバーするため、又は２つ以上のフィーダリンク業務区域をカバーするビームを使用するために、宇宙システムの共同開発において協力する可能性があること。

e)　暫定システムはこれらのプランに悪影響を与えてはならず、また、これらのプランの実施及び展開を妨げてはならないこと。

f)　暫定システムで使用される割当ての数は、いかなる場合にも使用が延期されている第二地域のプランに掲げる割当ての数を超えてはならないこと。

g)　暫定システムは、いかなる場合にも第二地域のプランに掲げられていない軌道位置を使用してはならないこと。

h)　暫定システムは、自国の宇宙及び地上業務が影響を受けると考えられる全ての主管庁の同意なしに導入してはならないこと。

i)　WRC-2000は、付録第30号及び第30A号に規定する周波数帯における業務間の共用のために、第一地域及び第三地域のダウンリンク及びフィーダリンクのプランを改正し、規則手続、保護基準及び計算方法を伴うリストを創設したこと。

j)　WRC-03は、付録第30号及び第30A号に規定する周波数帯における業務間の共用のために、規則手続、保護基準及び計算方法を変更したこと。

以下を決議する。

付録第30号及び第30A号の規定が効力を有する限り、主管庁及び無線通信局はこの決議の附属書に記載する手続を適用すること。

決議第42の附属書（WRC-15、改）

1　第二地域における一の主管庁又は主管庁の集団は、この附属書に記載する手続の適用に成功した後、影響を受ける主管庁の同意の下で、10年間を超えない特定の期間にわたって次に示す目的のために暫定システムを使用することができる。

1.1　放送衛星業務における暫定的なシステムについて

a)　電力束密度が付録第30号の第５附属書に定める制限値を超えない範囲内で、第二地域のプランに記載の等価等方輻射電力（e.i.r.p.）より任意の方向において増加した電力を使用するため。

b)　第二地域のプランの附属書に掲げる変調特性１とは異なり、結果として有害な混信を生じる可能性を増加させる、又は割当ての周波数帯幅より広い変調特性[1]を使用するため。

c)　第二地域のプランに対応する軌道位置の１つから公称照準点を置き換えることにより、長軸若しくは短軸を増加させることにより、又はそれらの軸を回転させることにより業務区域を変更するため。

d)　第二地域のプランに対応する軌道位置の１つから第二地域のプランに記載の業務区域又は第二地域のプランに記載の２つ以上の業務区域をカバーする業務区域を使用す